

教育体制・教育環境に係る見直しについて（案）

1～3の内容を看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに記載する（※の内容は除く）

1. 教員等について

① 看護教員養成講習会の見直し*

- 講習会を受講しやすくなるよう、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、実習指導者講習会の内容を精査し、重複部分を削減するなど、必要な内容及び時間数となるよう見直すとともに、共通する内容について受講している受講者については受講免除として取り扱い、受講内容を積み上げられる仕組みとする。
- また、講習会受講による長期間の教員不在を避けるため、講習内容を分割して受講可能となる仕組みを構築する。
- 実習指導者講習会及び専任教員養成講習会の講習会のeラーニングの活用を推進とともに、より多くの教員が教務主任養成講習会を受講できるよう教務主任養成講習会においてもeラーニングを活用する。この場合であっても教育効果に留意し、双方向の学習が可能となることが望ましい。
- 教務主任養成講習会等に受講修了者が講師等として関わること等により、看護教員の継続的なスキルアップを図る仕組みを検討する。
- 看護教員の質の向上を図るため、特に受講率の低い教務主任養成講習会については、受講促進策を検討する。

② 養成所及び実習施設における指導体制の充実化

- 専任教員が学生への指導に専念し、教育効果の向上を図れるよう、事務職員について、学生数等を勘案して1名以上を配置することとし、専任教員を補佐する教務事務の実施も含めた役割を明示するとともに、業務支援システム等の情報通信技術(ICT)の活用や学生へのカウンセリング等に関して支援が受けられる体制の確保等の工夫を講ずることが望ましい旨を明示する。
- 学生への実習等に関する指導の質を担保するために、実習指導教員について、業務経験に関する要件を明示する。
- 演習と連携した実習等の推進のため、実習指導教員が専任教員とともに実習施設以外の場面においても学生の指導を行う体制を促進することを明示する。
- 基礎分野の授業において、教授する内容によっては講師の所属が大学に限らない実態があること及び教育方法の多様性等に鑑み、基礎分野の教員の選任対象を一定の質を担保しつつ、これまでより広く捉えられるように追記する。

2. 実習施設について

- 実習施設の要件について、医療施設や介護施設等の法令上の基準等が整備されていることから、効果的な実習環境の確保に要する最小限の要件を明示する。
- 基礎看護学及び成人看護学の実習施設について、病院を1カ所以上確保することとしつつ、人々の療養の場の多様化を勘案し、一定の質を担保した上で多様な場での実習を推進するよう要件を見直す。
- 実習施設は、都道府県内で確保することを原則とするが、実習施設までの学生の移動等の負担を最小限となるよう考慮し、都道府県外の実習施設においても実習できるよう明示する。
- 実習病院が同時に受け入れることができる学生数について、多様な実習施設における実習を勘案し、単に人数で目安を示すのではなく、効果的な実習が行われるよう、実習前後において養成所と実習施設が十分な調整を行い、実習の指導に当たる教員や実習指導者による適切な実習指導体制を確保することを明示する。
- 人々の療養の場の多様化に対応した看護実践能力を学生が習得できるよう、病院以外の場における実習の単位数に上限を設けないこととする。
- 実習施設において、学生の討議や休息・更衣等のための場を柔軟に確保できるよう要件を明示する。

3. 教育環境について

- 同時に授業を行う学生の数として、基礎分野以外についても、施設設備等教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられる場合は、40人以上を超える学生に対し、同時に授業を行うことができることとする。
- 高等学校や大学等で、遠隔授業が取り入れられている実状を踏まえ、遠隔授業を導入する上での体制整備等に留意することを前提に、養成所においても遠隔授業の実施が可能であることを明示する。